

議案第1号

通勤手当に関する規則の一部改正について

令和2年5月14日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

人事院規則9-24（通勤手当）の一部改正に伴い、通勤手当の返納の事由について所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合には通勤手当を返納させないこととすること。（第9条の2第3項、第9条の4第2項関係）

第3 施行期日等（附則関係）

- （1） 公布の日から施行すること。（附則第1項関係）
- （2） 所要の経過措置を講じること。（附則第2項関係）

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第9条の4 [略]</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（<u>これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。</u>第9条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第9条の4 [略]</p>

<p>2 月の中途において<u>法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき</u>（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）<u>は</u>、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 月の中途において<u>派遣等となった場合</u>（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）<u>には</u>、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 [略]</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第9条の2第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

通勤手当に関する規則の一部改正について

1 趣旨

人事院規則9-24（通勤手当）の一部改正に伴い、職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合には通勤手当を返納させないこととされたことから、通勤手当の返納を要する事由について所要の改正をしようとするものである。

2 返納の事由

- 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員は、離職その他の人事委員会で定める事由が生じた場合は、人事委員会規則で定める額を返納することとされ、規則で以下の返納事由が規定されている。

人事委員会で定める事由（規則第9条の2第1項）

- ① 離職、死亡又は通勤手当を支給する職員たる要件を欠くに至った場合
- ② 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定された場合
- ③ 月の中途に派遣等となり、その期間が2以上の月にわたる場合
- ④ 出張、休暇等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合

- 平成15年の人事院勧告により、交通機関等利用者に対する手当が6箇月定期券等の価格による一括支給とするよう改正されたため、その調整措置として返納制度が設けられたものである。本県は、当該人事院勧告の内容に準じて、通勤手当の制度改正を行ったものであること。

3 国の規則改正の概要

(1) 改正の内容

職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合には通勤手当を返納させないこととするため、所要の改正を行うこと。（第十九条の二、第十九条の四関係）

改正前	改正後
（返納の事由及び額等） 第十九条の二 [略] 一・二 [略] 三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、（中略）又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（ <u>第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。</u> ） <u>であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</u>	（返納の事由及び額等） 第十九条の二 [略] 一・二 [略] 三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、（中略）又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（ <u>これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。</u> ）

※ 第十九条の四の改正前・後は掲載省略。

(2) 施行日

令和2年4月1日（公布日施行）

4 改正案

国に準じて、職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合には通勤手当を返納させないよう改正すること。

【理由】

- ・ 通勤手当の制度については、これまでも国に準じた改正を行っており、本年において国と異なる取扱いをする特段の理由はないこと。
- ・ 現行制度の場合、1箇月を単位として手当を支給しているため、通勤日数にかかわらず派遣等の開始日と復職等の日が同月の場合（参考のア）は、手当の返納は不要であるのに対し、派遣期間が短期間であっても2以上の月にわたる場合（参考のイ）は、手当の返納を要するほか、不支給となる期間があるなど、不均衡が生じており、改正することが適当であること。

5 施行日等

- (1) 公布日施行とすること。
- (2) 所要の経過措置を講じる（施行日前に派遣等となった場合は、従前の例による）こと。

	4月	5月	6月
<改正前>			
ア 派遣等となった月に復職した場合 ⇒ 返納なし	派遣	復職	
イ 派遣等の期間が2以上の月にわたる場合 ⇒ 返納		派遣	復職
		払戻(4/30)	支給単位期間の開始(6/1)
		通勤手当の支給なし	
<改正後>			
ウ 派遣等となった月の翌月に復職等する場合 ⇒ 返納なし		派遣	復職